

④植物管理業務

植物管理業務特記仕様書（参考）

主任技術者等

1 主任技術者の配置

造園管理の技術に精通した専門的能力のある下記の者を配置すること。

(1) 1 級の造園施行管理技士

(2) 公園類似施設の管理の責任者として 5 年以上の経歴を有し、植物の管理成育に関する肥料、薬剤、病虫害対策、土壌等の知識と実務に精通した者。

2 業務の主任者は、1 の主任技術者に準ずる技術者とし、業務実施中は原則として作業現場に常駐し、責任をもって業務の指揮監督にあたるものとする。

3 主任技術者又は業務の主任者は常に受持区域における植物の状態に注意し、異状の場合は直ちに甲に報告するとともに、施行技術等に関し適切な意見具申をするものとする。

標準仕様書追記

1 上木剪定

基本的事項をふまえ樹種、樹形、樹勢を個々に判断し、特に指示にしたもの以外は自然型に育成することとする。

又それぞれの樹木の状態に応じて強剪定、弱剪定を行うこと。

2 刈込

植込場所、修景目的、樹種の特性を活かした刈込を行うものとする。生垣の刈高、刈幅は甲の指示による。

3 保全林刈払

定められた区域の草、雑木等を甲の指示する刈高で刈払うこととし、花木類（つつじ、あせび等）は刈出し行うこと。

4 上木施肥

グリーンパイルの打込は定められた本数（樹木：1 本当、植込等㎡当、生垣 m 当）を破損しないよう器具を使用して丁寧に打込むこととし、高木の打込は樹冠幅を目印に放射状の打込むこと。

5 生垣竹補修

竹のくさり箇所、折損箇所を取除き、針金、しゅろ縄をもって原型に補修すること。

6 除草

抜取除草とし、根茎部までを抜取ること。又植込地内に侵入した芝等も除去すること。

7 芝刈

刈高は甲が指示する。特に機械刈にあたっては小石等が飛散しないよう前もって除去して刈払を行うこと。

又区域外に延びた芽切りを完全に行うこと。

8 石礫除去（トリムコース）

道路、遊具付近の石礫（径 5 cm 程度以上）で通行等に支障となるものを除去し、指定場所に集積又は投棄すること。

9 芝補植

標準仕様によるほか、乙において完全活着まで管理（立入禁止、区域標示、めくれ直し等）養生を行い、枯死部分等についてはすみやかに手直しを行うこととする。

10 小石除去（芝生地）

通行、芝刈等の支障となる小石を人力にて拾い集め、一定箇所に集積又は指定場所に投棄処分すること。

11 灌水

甲の指示により灌水を行う場合は、甲の承認した機械を用いて充分土中に浸透するよう行うこと。
又灌水の時間等細部は甲の指示による。

12 樹木補植

- (1) 示された規格、寸法のものを甲の検査を受け、合格したものを植付けること。
- (2) 樹木毎の根茎、根鉢に適した余裕のある大きさの植穴を掘り障害物を除去し、穴底を耕転し、必要な場合は客土を行う。
- (3) 樹形を整え、表裏をたしかめ付近の風致に応じて植込を行い、根廻りには良土を入れ充分灌水し、根や鉢が周囲に密着するよう植付けること。
- (4) 指定のものには、幹巻、支柱結束、肥料を施すこと。
- (5) 枯存木は、甲の指示により処分すること。
- (6) 上記各項に該当しないものは、甲の指示により植栽すること。

13 枯保償

乙は植栽完了引渡し後 1 年以内に枯死、又は工事完了引渡し後 1 年を経過してもなお著しく形姿不良のもののあるときは、乙の負担で植替をすること。なお植替は、枯死又は形姿不良を立会確認した後 6 箇月以内とする。

14 病虫害防除（松喰虫・カシノナガキクイムシ（ナラ枯れ）等防除）

園内樹木を健全に保つため、園内巡視等により、生育状況を把握すると共に、松枯れ、ナラ枯れ等の早期発見に努めること。松枯れ及びナラ枯れが発生した場合は拡散防止等の対策を行う。

【防除対策例（松枯れ）】

- (1) 薬剤散布
- (2) 樹幹注入
- (3) 伐採

【防除対策例（ナラ枯れ）】

(1) 基本方針

枯死木の倒木による第三者被害の防止を中心に、園内外への被害の拡大や拡散を防ぐため、基本的に駆除・伐採を中心に対策を実施する

(2) 基本対策

- ① 日常巡視により、ナラ枯れの被害状況を把握する。（全ての被害木に目印を付けて実態を把握。立ち入り禁止区域や、園路沿い以外等、倒木、落枝による来園者への被害の及ぶおそれのない箇所の樹木等は除く。）
- ② ナラ枯れの被害木のうち枯死木（半枯死含む。）については、伐採・焼却、伐倒、燻蒸処理（又は

破碎処理）等を実施する。

※落枝含め倒木の際に、公園隣接地の民有地や周辺道路への影響があるもの等、小規模本数の枯死木含む、緊急性の高い枯死木については、優先して対応する。

- ③ カシノナガキクイムシの穿孔を確認した初期段階で、以下のような対策を講じて、枯死を防ぐ（生存木を増やす。）。

- ・薬剤散布及び被覆材（ビニールシートやメッシュネット等）で覆う、あるいは粘着シートを巻く等、穿入成虫の薬殺・マスアタック防止やアタック成虫の捕獲。
- ・カシナガトラップを設置して、アタックに飛来するカシノナガキクイムシを捕獲。

- ④ ナラ枯れの被害木のうち生存木について、被覆材（ビニールシートやネット、粘着シート等）で覆って脱出防止（拡大防止）

※ナラ枯れ防除対策については、利用者等の安全性を第一に考えて、ナラ枯れの発生場所や発生状況（発生本数等の規模）、利用状況等を踏まえながら、現場条件や被害規模に応じて、府と協議しながら防除対策を実施する。

植物管理業務仕様書（参考）

1 業 務 内 容

「別紙植物管理標準仕様」及び「年間維持管理計画表」により行うものとする。

2 業 務 区 域

別紙のとおり

3 業務の責任者等の届出

乙は、公園の修景及び機能、環境の保持のため責任ある業務を行うものとし、契約締結後直ちに業務の責任者を定め、履歴書及び必要資格証（免許証）の写しを添えて甲に提出し承認を受けなければならない。

また、業務の実施にあたる作業員についても甲の必要とする事項を記入した派遣届を提出しなければならない。

主任者、作業員に異動があったときも前各項の定めによる。

4 業務計画書等の提出

乙は、契約締結後夫々指定の期日迄に本仕様書に基づき下記の書類を提出し、承認を受けなければならない。

(1) 業務実施要領 契約締結後 7 日以内

様 式・・・・・・・・適宜

内 容・・・・・・・・①作業別使用機械、器具（主なもの）
② 〃 作業方法（刈高、巾、散布方法等）
③ 〃 作業時期（2 回以上のもの回数別時期）

(2) 薬剤、肥料明細書 着手前 10 日以内

様 式・・・・・・・・適宜（作業種毎）

内 容・・・・・・・・①薬剤、肥料名（薬剤は名を併記）
②成分、効果、使用方法
③薬剤については、関係する法律、法規当の条項

(3) 業務計画表 契約締結後 7 日以内

様 式・・・・・・・・適宜（作業種別）

内 容・・・・・・・・契約期間中の業務実施予定表

(4) 月別業務実施予定表 翌月分を前月末日迄

様 式・・・・・・・・適宜（作業種別）

(5) 作業種毎単価内訳表

様 式・・・・・・・・甲が指定する。

5 業務実施済報告の提出

乙は業務実施後夫々指定の期日迄に本仕様書に基づき、下記の報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務日誌 実施日毎即日
様式・・・・・・・・内容は甲が指定する。
- (2) 月間業務報告書 実施済の翌日5日迄
様式・・・・・・・・内容は甲が指定する。

6 負担の区分

(1) 甲の負担

- ① 業務実施上必要な水道、電気及び電話の使用。
- ② 枯存木の植替、芝の張替、修理等。ただし、当初施行のかしに相当するもの及び乙の業務実施上責めによるものを除く。

(2) 乙の負担

- ① 業務上必要な機械、器具、作業用具一切
- ② 4-(2)で承認した薬剤、肥料及び燃料
- ③ 業務上必要な事務用品、消耗品、その他甲の負担にかかるもの以外一切

7 出来高の確認

(1) 立 合

作業種毎に時期別、回数毎の着手時には原則として甲に連絡し、立合を求め、指示を受けるものとする。この場合必ず3の責任者が立会うものとする。その他必要により甲は作業に立会うものとする。
また、回数の定めのある作業種に着手してはならない。

(2) 出来高の確認

5の報告にもとづくほか、甲は立合検査を行う。この場合甲が要求する出来形図形、作業着手前、作業中、出来形等の写真等の提出に応じなければならない。

(3) 手 直 し

甲は業務実施に関し手直しを命ずることがある。この場合の費用はすべて乙の負担とする。

8 自主施工管理

乙は、この仕様書及び甲の定めるところにより自主施工管理を行い、記録及びその成果品を甲に提出しなければならない。

9 業務の変更

(1) 変 更

業務の変更は甲、乙協議の上甲が命ずるものとする。

(2) 積 算

作業種の追加及び取止め、作業回数の変更、対象本数、面積等の変更があった場合は、軽微なもの

を除き精算を行うものとする。

1 0 業務に関する連絡等

- (1) 乙は、作業主任者を甲に対する連絡責任者とし、1日1回以上定期的に甲に連絡を行うものとする。
- (2) 乙は、業務実施中又はそれ以外においても区域内の植物に異常（枯死、衰弱、病害虫、薬害等）を発見したときは、直ちに甲に連絡しなければならない。
- (3) 乙は、業務実施にあたって甲の定める防災組織等に参加するとともに、園内の諸規則に従い、又甲の行う行事等に協力するものとする。

1 1 そ の 他

- (1) 乙は、業務に関し公園利用者の妨げにならぬよう注意して作業を行うものとする。
- (2) 乙は、業務の実施に伴う各施設、設備の取り扱いは丁寧且つ細心の注意を持って当たるとともに、清掃、整頓につとめなければならない。
- (3) 作業者は、一定の服装を着用し、名札をつけるものとする。
- (4) 乙は、業務に関して契約書及び仕様書に定めのない事項については、乙の負担と責任において諸法規を厳守しなければならない。
- (5) 乙は、甲の行う諸調査、試験等について協力するものとする。
- (6) その他この業務に関して契約書、仕様書に記載してない事項については甲、乙協議の上、乙が行うものとする。

植物管理標準仕様書

項 目	標 準 仕 様
1 植込地	
1-1 剪 定	
1-1-1 一般事項	1 基本的事項 1) 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、込みすぎによる病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的として行うものである。 2) 剪定方法には、枝おろし（大枝おろし）、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等があり、それぞれ樹種、形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行う。 3) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てる。 4) 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く選定する。また、一般に南側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。 5) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。 6) 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定する。 7) 剪定した枝葉は、まとめてすみやかに処理すると共に樹木周辺をきれいに清掃する。 2 主な剪定方法 1) 大枝の選定は、切断箇所の表皮が剝離しないよう、切断予定箇所の数 10 cm 上であらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ、切返しを行い切除する。大枝の切断面には必要に応じて監督員の指示により防腐処理を施す。 2) 切詰め剪定は、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の真上の位置で剪定する。 3) この場合、定芽はその方法が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽、（原則として外芽、しだれやなぎなどの内芽）を残すものとする。 4) 切返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切取、及び樹勢を回復するため樹冠を小さくする場合などに行う。 5) 剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取る。 6) 骨格枝となっている枯枝及び古枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切取る。 7) 枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中すかしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝のつけ根から切取る。

項 目	標 準 仕 様
1 - 1 - 2 弱剪定	1 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することを言う。 2 主として剪定すべき枝 1) 枯枝 2) 生長の止まった弱小枝（以下「弱小枝」という。） 3) 著しく病虫害におかされている枝（以下「病虫害枝」という。） 4) 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝（以下「障害枝」という。） 5) 折損によって危険をきたす恐れのある枝（以下「危険枝」という。） 6) 樹冠、樹形及び生育上不必要な枝（以下「不要枝」という。） - a やご（ひこばえ） - b 幹ぶき（胴ぶき） - c 飛び枝（徒長枝） - d からみ枝 - e 逆さ枝 - f きり枝 - g ふところ枝 - h その他（車枝、立枝、対生枝、平行枝等） 3 病虫害枝、障害枝は、全体の樹形を考慮しつつ剪定する。 4 枯枝、弱小枝等はその枝のつけ根から切取る。 5 街路樹等の並木については特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一をはかりつつ剪定する。
1 - 1 - 3 強剪定	1 強剪定とは弱剪定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。 2 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。 3 古枝で先端部分が大きなこぶとなっているもの、又割れ腐れ等がある場合は、古枝の途中によい方向の新生枝をみつけ、その部分から先端部を切取り、若い枝と切り返すものとする。
1 - 2 刈込み	1 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を充分考慮し樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込む。 2 据枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈り込む。 又針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ充分注意しながら芽つみを行う。 3 花木類を刈込む場合は、花枝の分化時期と着生位置に注意する。
1 - 2 - 1 一般事項	

項 目	標 準 仕 様
	4 数年の期間において刈込みを実施する場合、第1回の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。 特にヒノキ及びサワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行う。
1-2-2 大刈込み	1 各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を充分考慮しつつ刈込む。 2 刈込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行う。
1-2-3 生け垣 刈込み	1 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈込み、天端をそろえる。 2 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて、枝葉の粗密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄をもちいる。 3 刈取った枝葉はすみやかに処理する。特に枝葉が樹冠内に残らないようきれいに取り去ること。 刈込んだ樹木、寄植え等の周辺は、きれいに清掃する。
1-3 施 肥	
1-3-1 一般事項	1 所定の施肥量を肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果ができるように、施肥方法について監督員と協議する。 2 みぞ及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。
1-3-2 上木施肥	1 輪肥（わごえ） 樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20cm 程度のみぞを輪状に堀り、みぞ底に所定の肥料を平均に敷込み覆土する。みぞ堀りの際、特に支根をいたためぬよう注意し、細根の密生している場合はその外側にみぞを掘る。 2 車肥（くるまごえ） 樹木主幹から車輪の幅（や）のように放射状にみぞを掘る。みぞは外側に遠ざかるにつれて幅が広く、かつ深く掘り、みぞ底に所定の肥料を平均に敷込み覆土する。みぞの深さは 15 cm～20 cm 程度、長さは葉張り外周線の下にくるように掘る。 3 壺肥（つぼごえ） 樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に放射状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは 20 cm とする。 4 移植後 1 年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、みぞ及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の 5 位の位

項 目	標 準 仕 様
	置にくるように掘る。
1 - 3 - 3 生垣施肥	1 寒肥は、生垣の両側に縦穴を 1 箇所ずつ計 2 箇所 1 本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは 20 cm 程度とする。 2 追肥は、生垣の両側に平行に深さ 20 cm 程度の溝を掘り溝底に所定の肥料を敷込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。 3 縦穴、溝の位置は細根の密生部分よりやや外側とする。
1 - 3 - 4 下木肥料	1 1 本立ち及び小規模な寄植えの場合 輪肥、壺肥を主体とし、その方法は上木施肥に準ずる。 縦穴及び溝の深さは 20 cm 程度とする。 2 列植の場合 生垣施肥に準ずる。 3 群植、大規模な寄植えの場合 有機質肥料については、1 m² 当り 3 箇所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植込内に均一に散布する。
1 - 4 除草	1 既存地被類をいためないよう除草器具などを用いて根ごと取除く。
1 - 4 - 1 抜取除草	2 抜きとった雑草は、すみやかに処理すると共に、除草跡はきれいに清掃する。
1 - 4 - 2 刈取除草	1 既存植物をいためないよう鎌などをもちいて、根際より刈取る。 2 その他は「抜取除草」に準じる。
1 - 4 - 3 薬剤除草	1 実施に先立ち、対象となる雑草の種類、育成段階（休眠期、発芽期、幼葉期、盛期）、除草剤に対する性質等並びに使用する除草剤の使用方法、実施日、及び来園者への周知徹底の方法について監督員と協議する。 2 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施する。 3 稀釈液は、指定の濃度となるように性格に稀釈混合し、指定量をむらなく均一に散布する。 4 植込地内の下木、草花、来園者及び隣地等にかからないよう充分注意すること。
1 - 5 病虫等防除	
1 - 5 - 1 剪定防除	1 アメリカシロヒトリ、チャケムシ等の幼虫期に枝葉に集団で生活している虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、監督員の指定する場所に集め、すみやかに焼却処分する。

項 目	標 準 仕 様
1-5-2 薬剤防除	2 剪定方法は、植込地剪定に準ずる。 1 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）等の農薬関連法規、環境省が発行する「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分に注意する。 「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」 http://www.env.go.jp/water/noyaku/hisan_risk/manual1.html 2 散布方法はそれぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。 3 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し、実施する。 4 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを病虫被害部分を中心にむらなく散布する。 5 散布に際しては、風上に背を向けて風下から行う。また来園者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう充分注意して行う。 6 散布作業は人体への影響を充分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。
1-6 灌 水	
1-6-1 葉面灌水	葉面上の粉塵などを洗い落とすよう前後表裏方向をかえて水を吹きつける。
1-6-2 地表灌水	根元周囲に根元直径の 4 倍程度を直径とする深さ 15cm 程度の水鉢をつくり指定量の水を灌水する。
1-6-3 地表灌水	根元の周囲に灌水用の縦穴がある場合は縦穴より灌水を行う。 水は指定量を数回に分けて灌水する。
1-8 支柱結束直し	1 在来の杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線は樹木を損傷しないよう、ていねいに取除く。 2 再結束にあたっては、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するよう杉皮を巻き、しゅろ縄で結束する。 3 その他については「整備工事の標準仕様」に準ずる。

項 目	標 準 仕 様
1 - 9 枯損木処理	1 枯損木の伐採にあたっては周辺樹木、施設物特に人止柵等を損傷しないよう注意深く行う。又、周囲の芝生等は必要に応じてシートをかぶせるなど保護処理を行う。 2 切株はできるだけ地際より処置すること。 3 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断したあと、指定方法により処理し、跡地はきれいに清掃する。
2 芝生地	1 芝生地内にある石、あき缶障害物はあらかじめ取除く。
2 - 1 刈込み	2 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。 3 刈込み高は監督員と協議する。 4 樹木の根際、さく類のまわりなど、機械刈りの不適當又は不能の場所は手刈りとする。 5 縁切りは、寄植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあっては、樹冠の垂直投影線より 10 cm 程度外側で垂直に切込み、せん除する。 6 刈りとった芝は、すみやかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。
2 - 2 施 肥	1 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。 2 肥料を施す場合は、原則として降雨直後等で表面がぬれている時は行わない。
2 - 3 目土かけ	1 目土は植物の根茎、ガレキ等がなく、必要に応じてふるい分けしたものをもちいる。 土壌改良及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう、入念に混入する。 2 目土は指定の厚さに、とんぼ等を用いて、むらなく均一に充分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。
2 - 4 除 草	1 芝生をいためないよう、除草器具などを持ちいて、根よりていねいに抜きとる。
2 - 4 - 1 抜取除草	2 抜きとった雑草は、すみやかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

項 目	標 準 仕 様
2－4－2 薬剤除草	1 実施に先立ち、対象となる雑草の種類、育成段階（休眠期、発芽期、幼葉期、盛期）、除草剤に対する性質等、並びに使用する除草剤の使用方法、実施日、及び来園者への周知徹底の方法について監督員と協議する。 2 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施する。 3 稀釈液は、指定の濃度となるように正確に稀釈混合し、指定量をむらなく均一に散布する。 4 芝生地内のかん木、草花、来園者及び隣地等にかからないよう充分注意する。
2－5 病虫害防除	植込地の薬剤防除に準ずる。
2－6 エアレーション	1 芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具又は機会により、土壌が膨軟となるよう効果的に行う。 2 穴及びカッティングの深さ、間隔は監督員と協議する。
2－7 灌 水	1 所定の灌水量を芝生全面にゆき渡るよう、均一に散水する。
2－9 補 植	1 補植箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15 cm程度まで、床土を交換したうえ、沈下防止のため、よく転圧する。 2 張芝にあたっては、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧、目土を施し、良く灌水する。

[illegible]

項 目	業 務 の 種 類		業 務 時 期												業務回数	摘要
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
植物管理 (庭園部)	里棚田・ 屋上畑管理	土壌耕転 (機械施工)		—				—							2回/年	
		地 拵 (人 カ)			—				—						2回/年	
		施 肥				—				—					2回/年	
		苗 植			—				—						2回/年	
		球 根 (補 植)							—						1回/年	
		マルチング				—				—					2回/年	
		除 草								—					2日*7月/年	
		刈 込								—					1回/年	
	山棚田管理	施 肥			—								—		2回/年	
		除 草													3日*7月/年	
		刈 込								—					1回/年	
	灌 水	高 木													20日/年	適宜
		低 木													15日/年	適宜
		芝 生 地													5日/年	適宜
		地 被 類													5日/年	適宜
		杉 苔													35日/年	適宜
		畑・棚 田													30日/年	適宜
	チガヤ等管理	刈取り (チガヤ、ダン チク、ススキ、熊笹)									—				1回/年	
	池・流れ管理	清 掃 等 (池・流れ)										—	—		1回/年	
		清 掃 等 (循環ビット)										—	—		1回/年	
	花壇管理	花壇管理 (植 替)		—			—				—			—	4回/年	
		花壇管理 (灌 水)		—			—				—			—	4回/年	適宜
	竹林管理	被 覆 土									—				1回/年	
	グリーンレンタル	貸 し 鉢 (観葉植物大鉢)													通 年	
	巡回管理	巡 回													176日/年	
	落葉等管理	落葉処分 (園内一円)													12人/月*6月	9~2月
		藻取除・処分 (下の池・水景園)													4人/月*5月	6~10月
	補 植	高木・低木											—		高木 20本 低木250本	

[illegible]

[illegible]

[illegible]

⑤車両管理業務

車両管理設備業務仕様書

本仕様書は「関西文化学術研究都市記念公園車両管理設備」の日常点検及び定期点検にかかわる基本的事項に定めるものである。

1 業務内容

業務内容は、別紙「駐車場システム機器点検要領」に定めるとおりにするが、業務の遂行に関しては労務者の管理一切を含め受託業者自らの責任において行うこととする。

2 業務の責任者及び従事者

(1) 乙は、業務の契約後直ちに業務の責任者を定め、責任者の履歴書、資格書（免許証）の写しを添えて、甲に提出し承認を受けなければならない。

（甲・・・発注者、 乙・・・業務委託者、以下同じ）

業務の実施に当る者はすべて、現場代理人届に上記に準ずる必要事項を記入し、提出しなければならない。

責任者・現場代理人に異動があるときも同様とする。

(2) (1)の業務責任者（現場代理人）は乙の従事者の指導、監督及び本契約履行に関する甲よりの指示を受けること、甲との連絡、調整にあたるものとする。

3 業務計画書の提出

乙は、契約後すみやかに又は甲の指示する時期に本仕様書、特記仕様書及び業務内容に基づき、業務実施要領と業務契約書を提出し甲の承認を受けなければならない。

(1) 業務実施要領

業務内容に基づき必要事項をそれぞれ簡明に、模式図・表等を用い作成する。

(2) 業務計画書

① 契約期間中における業務実施予定を作成する。

② 月間業務実施予定の翌月分を前月の末までに作成する。

4 業務実施報告書の提出

乙は、業務実施の都度、次の各報告書を提出しなければならない。

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 保守サービス報告書
（フルメンテナンス） | 業務実施日に従事者・作業時間・作業内容等を記入し、
当日中に提出すること。 |
| (2) 保守点検業務報告書
（日常・定期点検） | 当月分の業務の実施日・時間・内容等を記入し、提出すること。 |
| (3) その他の報告書 | 甲の指示する都度提出すること。 |

5 負担の区分

(1) 甲の負担

- ① 業務上必要な、施設・工作物・機器・水道・電気及び所内電話の使用は、甲の負担とする。
- ② 各種機器・設備の取換部品等は、工事の瑕疵に相当するもの及び軽微なものを除き甲の負担とする。但し、乙の積に属すべきものはこの限りでない。

(2) 乙の負担

- ① 業務上必要な、服装・車両・工具・器具及び測定機器等。
- ② 業務上必要な、消耗品・清掃用品・整備用品等。
- ③ 業務上必要な、事務用品一式、その他甲の負担にかかるもの以外一切。

6 出来高の確認

(1) 立ち会い

業務実施の際は、乙は甲に連絡し、甲の指示により実施するものとし、必要に応じて甲は作業に立ち会うものとする。

(2) 出来高の確認

各種報告書及び、甲が検査、点検等を実施して行う。この場合、甲が要求する資料は直ちに提出しなければならない。

7 業務の変更 業務の変更は甲・乙が協議し、甲が命ずるものとする。

8 業務の連絡等

- (1) 乙は、常に2の業務責任者及び従事者について、甲の連絡通報等に対応できるようにしなければならない。このため、連絡体制を明記し報告するものとする
- (2) 乙は、業務に関して、事故のあるときは、甲の指示により復旧等の措置を講ずるものとする。
- (3) 乙は甲の防災組織に参加し、非常の場合、直ちに甲に報告し防災活動に参加しなければならない。

9 その他

- (1) 乙は、受託者業務の各施設、設備の取り扱い、丁寧且つ細心の注意をもってあたるとともに、清掃、整頓につとめなければならない。
- (2) 従事者は、一定の服装を着用し、名札をつけるものとする。
- (3) 乙は、業務に関連する法律・規則等を遵守するものとし、定められた諸手続については乙の負担において行うものとする。
- (4) その他、契約書、本仕様書に記載されていない事項については、甲・乙協議の上、定めるものとする。

駐車場システム機器点検要項

精算機

※ ○印は日常点検の実施内容を示す。

部位	No	点検項目
本体部	①	外観清掃・清掃
	②	料金表示部確認・清掃
	3	インターホン・案内放送確認
	4	シャッターセンサー清掃
	5	シャッター動作確認
券処理メカ	1	各ベルト清掃
	②	各光電センサー清掃
	3	磁気ヘッド・パットローラ清掃
	4	ベルト張力確認（官能）
	5	ベルト外観確認（ヒビ・ワレ）
	6	ヘッド隙間確認 0. 0 3 ～ 0. 0 8 mm(シクネスゲージ)
	7	プリンターヘッド隙間確認（目視）
	8	印字状態確認
	⑨	動作確認
紙幣処理部	1	ビルチェッカー清掃
	2	受付状態確認
	③	搬送部センサー清掃・確認
	4	ベルト外観（目視）・張力確認(官能)
	5	プッシャ部注油
釣札放出部	1	ベルト清掃
	2	ゴムローラ清掃
	③	光電センサー清掃
	4	ベルト張力確認（官能）
	5	ベルト外観確認（ヒビ・ワレ）
	6	コントローラ外観確認（ヒビ・ワレ）
	7	ソレノイド確認
	8	プッシャ注油
	9	ギヤモーター注油
	10	シャッター注油
	11	プッシュカセット注油
硬貨処理部	1	検銭部清掃
	②	光電センサー清掃
	3	受付状態確認
印字記録部	①	切断状態確認
	2	印字状態確認
係員操作部	①	表示部確認・清掃
	2	各スイッチ確認・清掃

車両検知器	1	検知状態確認
-------	---	--------

発行機

部位	No	点検項目
体部	①	外観確認・清掃
	②	時刻表示部確認・清掃
	3	インターホン・パットローラ清掃
券処理メカ	1	各ベルト清掃
	②	各光電センサー清掃
	3	磁気ヘッド・パットローラ清掃
	4	カッター清掃
	5	ゴムローラ清掃
	6	ベルト張力確認（官能）
	7	ベルト外観確認（ヒビ・ワレ）
	8	ヘッド隙間確認 0.03～0.08mm（シクネスゲージ）
	9	プリンターヘッド隙間確認（目視）
	10	字状態確認
	⑪	動作状態確認
	12	ラテン注油
係員操作部	1	表示部確認・清掃
	2	各スイッチ確認
車両検知部	1	検知状態確認

カーゲート

部位	No	点検項目
本体部	①	外観確認・清掃
ギヤユニット	1	ギヤ部注油
	2	動作状態確認
ホルダー部	1	外観確認
	2	バー取付状態確認
直下検知部	1	外観確認
	②	センサー清掃・確認
バーキャッチャ部	部 1	外観確認
	2	動作状態

駐車場管制機器

部位	No	点検項目	点検対象	点検要項	測定器	不良時の処置
外観	1	員数検査	予備品	員数確認	目視	補充する

	②	損傷	筐体	焼損・変形 折損・ヒビ	目視	二次障害の恐れがあれば、応急処置を施す。筐体が使用に耐えない場合管理担当者へ連絡し指示に従う。
	③	塗装部の錆	筐体	塗装の剥離擦り傷・錆等	目視	錆止め等応急処置を施す。
	④	メッキ部の	筐体	メッキの剥離、擦り傷・錆、焼損・変形折損・ヒビ等	目視	錆止めの応急処置を施す。
	5	勘合	筐体	パッキンの劣化 扉・筐体の勘合鍵	目視	パッキンが劣化していれば交換する 扉・体が使用に耐えない場合、管理担当者へ連絡して指示に従う。二次障害の恐れがあれば応急処置をする。
構造	⑥	部品及び取付け状態	機器	機器の変形 緩み等 部品の消耗 劣化損傷等	目視	修繕する
	7	接栓	機器	機器の接栓の結合状態及び接栓座の固定状態	目視	修繕する
	8	布線	機器	機器・端子台の布線状況線の露出損傷	目視	修繕する
	9	端子台	機	端子台の取付状態 端子部緩み	目視	修繕する
接置状態	10	内灯関係取付状態	示方向	所定の方角を表示できる状態 取付架台の取付状態 角度	目視	二次障害・周囲に危険を及ぼす恐れのある場合、応急処置を施す損傷・発錆等対象設備が使用に耐えない場合管理担当者へ連絡し指示に従う。
動作状況	11	管制盤	満空表示部	機能確認	目視	修繕する
			異常表示部	機能確認	目視	修繕する
			シーケンサ部	機能確認	目視	修繕する
	12	信号制御盤	シーケンサ部	機能確認	目視	修繕する
	13	マネキ灯	表示部	機能確認	目視	修繕する
	⑭	入口満空車標示灯	表示部	機能確認	目視	修繕する

	15	満車標示灯	表示部	機能確認	目視	修繕する
	⑬	出庫車注意灯	表示部	機能確認	目視	修繕する
	17	案内標示灯	表示部	機能確認	目視	修繕する
	18	入口案内灯	表示部	機能確認	目視	修繕する
	19	案内標示灯	表示部	機能確認	目視	修繕する
	20	信号灯付場 内標示灯	表示部	機能確認	目視	修繕する
	21	満空車表示灯	表示部	機能確認	目視	修繕する
	22	回転灯付満 空車表示灯	表示部	機能確認	目視	修繕する
	23	身障車専用 標示灯	表示部	機能確認	目視	修繕する
	24	進入禁止 標示灯	表示部	機能確認	目視	修繕する
動作状況	25	ループ 検知器	検知状 態	機能確認	パ イロット ランプ 目視	検知状態が不良の場合は、調整又は 修繕する。
	26	音波式在庫 感知器	知状態	機能確認	パ イロット ランプ 目	検知状態が 不良の場合は、調整又は 修繕する。
電源部	27	電源電圧測 定	入力電 圧	定格電源測定	テスタ	二次障害を及ぼす恐れのある場合、 応急置を施す。 引込盤側に原因があとと思われる場 合、管担当者へ連絡し指示に従う。
その他	28	清	筐体	筐体内の掃清 不要なものの撤 去	目視	

⑥特定外来生物防除業務等

セアカゴケグモ防除処理
及び事後確認調査

セアカゴケグモ防除処理及び事後確認調査仕様書

1 業務内容

セアカゴケグモ（毒グモ）対策として調査・駆除を目的とし、十分な調査と消毒を実施するものである。

2 業務の責任者

請負者は、業務の契約後速やかに業務の責任者を決め、責任者の経歴の写しを監督職員に提出し承認を受けなければならない。

責任者は従事者の指導、監督及び本契約の履行に関する監督職員の指示を受けること、また連絡、調整に当たること。

3 業務の実施

危険箇所の把握・消毒は、専門業者の自覚と責任において着実に行うとともに潜伏の可能性が大きな場所は、十分な調査を行うこと。なお専門的見地から必要に応じ提案すること。

4 業務実施日

セアカゴケグモの活動期前と活動期中の二回（初夏・秋）とし、休園日とすること。

5 業務実施計画書の提出

業務実施日及び作業内容を記入し、事前に監督職員の承認を受けること。

6 負担の区分

業務上必要な、水道・電気及び園内電話の使用は、発注者の負担とするが、その他業務上必要な経費は全て請負者の負担とする。

7 立会及び確認

業務実施の際は、監督職員に連絡し実施するものとし、必要に応じて監督職員が作業に立ち会うものとする。

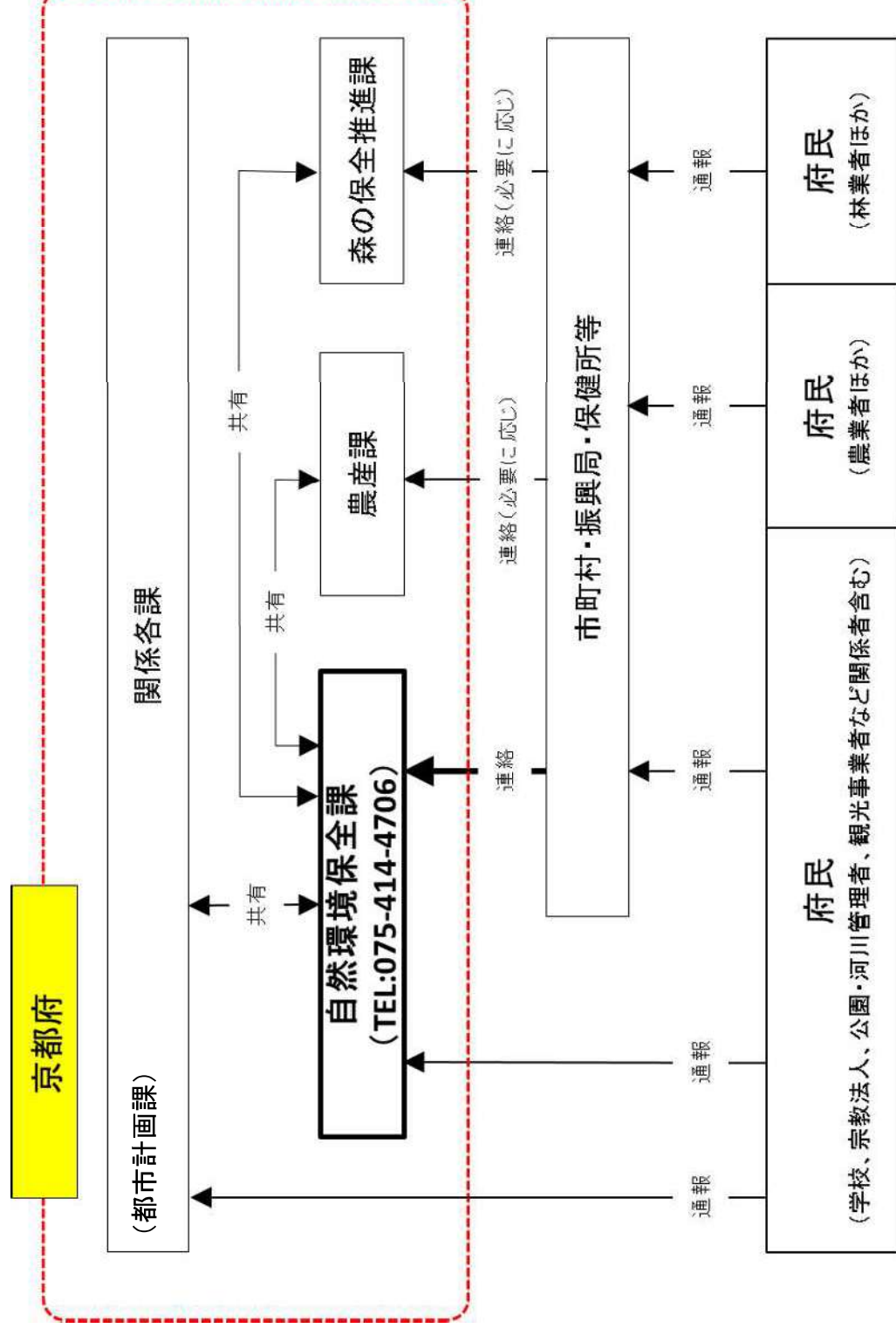
8 報告書

業務完了報告書には写真を添付し提出すること。この場合、監督職員が要求する資料は直ちに提出しなければならない。

9 その他

本仕様書に記載されていない事項については、両者協議の上定めるものとする。

クビアカツヤカミキリ被害発見時の連絡体制



⑦特殊建築物及び
建築設備定期点検業務

特殊建築物及び建築設備定期点検業務

点検箇所	観月楼、ビジターセンター	
点検周期	建築(3年に1回)	設備(毎年)
令和4年度	—	○
令和5年度	○	○
令和6年度	—	○
令和7年度	—	○
令和8年度	○	○

対象施設

建物名	延床面積 (㎡)	階数	建築年
観月楼	1,366	地上1階 地下1階	平成6年
ビジターセンター	903	地上1階 地下1階	平成6年

⑧府立都市公園等における
ツキノワグマ対策実施基準（案）

都市計画課が所管する府立都市公園等におけるツキノワグマ対策実施基準（案）

令和7年11月17日

リスクレベル			
水準・対策・制限解除	平 常 時	第一段階 監視	第二段階 警戒
危険度基準の定義	・ 通年	・ <u>公園周辺※</u> （別紙、クマ警戒区域図参照）で <u>目撃・新痕跡の発見</u> があった時	・ <u>公園内で目撃・新痕跡の発見</u> があった時又は <u>公園周辺※</u> （別紙、クマ警戒区域図参照）で <u>人身被害が発生し、問題個体が捕獲されていない時</u>
	担当者の動き	・ 都市計画課へ速やかな報告、その他随時状況報告 ・ 監視巡回（痕跡等の情報収集に努める） ・ <u>クマを誘因する可能性のあるゴミや果実等がある場合は除去</u> ・ H P や各種SNSでの注意喚起 ・ 放送設備がある場合は、定期的に園内放送を実施	・ 都市計画課へ速やかな報告、その他随時状況報告 ・ 警戒巡回（車等により痕跡等の情報収集に努める） ・ 入口に <u>閉鎖看板設置・周知</u> （閉鎖不能な鴨川公園河川敷等は、警告看板を設置） ・ H P と各種SNSで閉鎖を周知 ・ 公園所在地の関係市町役所、振興局、所管土木事務所、管轄警察へ連絡
利用者への対応		・ 「 <u>〇〇で目撃情報あり</u> 」等との警告看板（チラシ）を入口ゲート及び目につく場所に設置 ・ 園内利用者へ注意喚起	【公園の閉鎖】 ・ <u>園内の利用者を屋内等へ一時避難</u> →安全を確保し退去を指示 ・ 施設利用の取りやめ・イベント中止にかかる手続き（予約者への連絡、返金（管理都合）等）
	解除基準	目撃・新痕跡確認から起算して3日間程度 ■誘因物の除去、新たな目撃・新痕跡がない場合 ※同一箇所で新たな痕跡を発見した場合は、新痕跡とする。	被害発生から起算して7日間程度 ■専門家(所管部署等)の助言を参考に制限解除を検討し、 <u>都市計画課が決定</u>

※公園周辺・・・公園から約500m前後に近接したエリアを指す。
※本件に関わる事案は、基本協定書のリスク分担表における「不可抗力（天災・事故・感染症等）による休館等による収支影響、施設等の損害復旧」に該当するため、費用負担については、必要に応じて、府と指定管理者で協議を行う。

